

令和 6 年 7 月 3 日
第三次多摩市特別支援教育推進計画有識者会議
資料 2

多摩市教育委員会告示第 23 号

第三次多摩市特別支援教育推進計画有識者会議設置要綱を次のとおり定める。

令和 6 年 4 月 8 日

多摩市教育委員会
教育長 千 葉 正 法

第三次多摩市特別支援教育推進計画有識者会議設置要綱

(設置)

第 1 条 多摩市の特別支援教育の指針となる第三次多摩市特別支援教育推進計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、有識者、市民等の意見を反映するため、第三次多摩市特別支援教育推進計画有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 有識者会議は、次に掲げる事項について協議及び検討を行い、その結果を教育委員会に報告する。

- (1) 計画の基本方針、方向性、成果目標等に関すること。
- (2) 計画に定める具体的な施策及びその実施に必要な手段その他必要な事項及び内容に関すること。
- (3) 前 2 項に掲げるもののほか、計画の策定に関し必要と認める事項

(構成)

第 3 条 有識者会議は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する者（以下「委員」という。）12 人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者 一人以内
- (2) 東京都立多摩桜の丘学園校長
- (3) 東京都立永山高等学校校長
- (4) 児童又は生徒の保護者である多摩市民 二人以内
- (5) 多摩市立小学校又は多摩市立中学校の校長 二人以内
- (6) 多摩市立小学校又は多摩市立中学校の特別支援学級の教員又は特別支援教育コーディネーター 二人以内
- (7) 子ども青少年部子ども・若者政策課長
- (8) 健康福祉部障害福祉課長
- (9) 教育部教育センター長

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

2 委員が欠けたときの後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 有識者会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、有識者会議を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 有識者会議の会議は、委員長が必要に応じ招集する。

2 有識者会議の会議は、委員長が主宰する。

3 有識者会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、会議に際し必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 有識者会議の庶務は、教育センターにおいて処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、委員長が有識者会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、公示の日から施行する。

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。